　第７５号議案

　　品川区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年９月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　品川区長等の退職手当に関する条例（昭和３５年品川区条例第２号）の一部を次のように改正する。

　第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

　（都職員等から引き続いて副区長に選任された者に係る退職手当の特例）

第５条　都職員等（職員の退職手当に関する条例（昭和３１年東京都条例第６５号）第２条または国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条第１項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）を退職した者（当該退職により、職員の退職手当に関する条例または国家公務員退職手当法（以下この項において「都退職手当条例等」という。）の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。）で当該退職の日またはその翌日に副区長に選任されたもの（以後引き続いて副区長の退職の日またはその翌日に副区長に選任された場合を含む。）については、その者の都退職手当条例等に規定する都職員等としての勤続期間は、副区長としての勤続期間に通算する。

２　前項に規定する者の退職手当の額は、前２条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

　⑴　副区長に選任された日から退職した日（副区長から引き続いて副区長に選任された場合は、副区長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。）までの勤続期間および退職した日におけるその者の副区長としての給料月額を基礎として、前２条の規定の例により計算した額

　⑵　前項の規定により副区長としての勤続期間に通算される都職員等としての勤続期間および副区長に選任される直前の都職員等を退職した日に受けていたその者の給料または俸給の月額（当該給料または俸給の月額に改定があつた場合には、副区長としての最終の退職の日における改定後の給料または俸給の月額）に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例（昭和３２年品川区条例第２号）の規定の例により計算した額

３　第１項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日またはその翌日に再び副区長に選任されたときは、引き続いて在職したものとみなし、第２条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

４　第１項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日またはその翌日に再び都職員等となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

　　　付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第５条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

　（説明）都職員等から引き続いて副区長に選任された者に係る退職手当の特例を定める必要がある。